

令和 3 年度

札幌市内部統制評価報告書審査意見書

札幌市監査委員

札監第 669 号

令和 4 年（2022 年） 9 月 8 日

札幌市長

秋 元 克 広 様

札幌市監査委員	藤 江 正 祥
同	愛 須 一 史
同	鈴 木 健 雄
同	國 安 政 典

令和 3 年度札幌市内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 3 年度札幌市内部統制評価報告書を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和 3 年 度

札幌市内部統制評価報告書審査意見

目 次

令和３年度札幌市内部統制評価報告書審査意見	1
-----------------------	---

令和３年度内部統制評価報告書審査の項目別審査状況

1 評価手続に係る審査	3
(1) 全庁的な内部統制評価手続	3
(2) 業務レベルの内部統制評価手続	4
2 評価結果に係る審査	5
(1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果の審査	5
(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の審査	5
ア 業務レベルの内部統制の整備状況の評価結果	5
イ 業務レベルの内部統制の運用状況の評価結果	5

令和 3 年度札幌市内部統制評価報告書審査意見

「札幌市監査委員監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 4 年 9 月 8 日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	愛	須	一	史
同	鈴	木	健	雄
同	國	安	政	典

1 審査の対象

「令和 3 年度札幌市内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和 3 年度札幌市内部統制評価報告書の審査は、札幌市長が作成した内部統制評価報告書について、札幌市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 3 年度札幌市内部統制評価報告書について、札幌市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「札幌市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 3 年度札幌市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

評価期間内において運用上の重大な不備があった。

なお、審査の過程で認められた改善を求める事項等について、「項目別審査状況」にまとめており、これに留意されたい。

令和３年度札幌市内部統制評価報告書の項目別審査状況

１ 評価手続に係る審査

(1) 全庁的な内部統制評価手続の審査

令和３年度札幌市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

【附属資料】「第２－１ 全庁的な内部統制についての評価」の「(1)評価手続」を基に、内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）の評価作業が、各評価項目に対して実施されているか評価部局に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、評価手続は適切であると認められた。

なお、令和２年度においては、保健福祉局保健所及び衛生研究所が評価範囲から除外されたが、令和３年度は評価範囲の除外がない中での内部統制評価となったものであり、評価報告書【附属資料】「第１－２ 業務レベルの内部統制の取組状況」の「(1)所管業務におけるリスクへの対応」のうち「ア-(イ)各課におけるリスクの評価（各課）」においては、リスク評価を実施した課は「370 課（庁内全課）」と記されている。

そこで、評価部局に対して、課の定義について確認したところ、札幌市事務分掌規則別表１から別表３に規定する課及びこれらに相当するものの回答を得た。また、課において、リスクの評価を実施したことについては、提出された「リスク評価シート」をその証左としているところであった。

しかし、複数の課を合わせて１つの「実施単位」としてリスク評価を実施した課が「リスク評価シート」を作成する際、合わせて評価した課の名称の記載方法が明確に定められていなかったことから、一部において、リスク評価の対象となっている課を確認することができず、個別に評価部局等への聴き取りが必要となったところである。

今後、「リスク評価シート」を庁内全課において漏れなくリスクの評価を実施したことの証左とするためには、リスクの評価の対象となっている課を明示的にするなどの改善を求める。

(2) 業務レベルの内部統制評価手続の審査

評価報告書【附属資料】「第2-2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(1)評価手続」を基に、課における評価手続が適切に実施されているかを内部統制推進部局（以下「推進部局」という。）及び評価部局に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、評価手続は適切であると認められた。

審査にあたって、監査委員は、定期監査等で得た知見を用いたほか、「契約（物品役務・工事）の履行が適切に行われないリスク」に着目し、下表のとおり、これに相当する特定リスク¹を設定している課を抽出して審査を行った。

監査委員が設定するリスク	該当する各課の特定リスク(例)
契約（物品役務・工事）の履行が適切に行われないリスク	・不十分な履行の見過ごし ・仕様書に定められた提出書類の受領漏れ ・しゅん功検査に必要な写真や書類の受領漏れ

なお、監査委員が令和3年度の事務事業を対象に行った定期監査の対象課の一つにおいて、以下の状況がみられた。

令和3年度の内部統制の取組として、「リスク評価シート」を用いてリスクの評価を行った際に、当該課が実施しているリスク対応策が既に

¹ 特定リスク 各課が、自らの課の業務に関するリスクを洗い出し、それぞれの重要性を評価したうえで、組織として対応する必要性が高いリスクとして選択したリスク

十分なものであるとの認識から、特定リスクとしなかったものに関わる事務において、処理の不備が複数確認されたものである。

これをみるに、今後、各課においてリスクの評価などがよりの確に行われるよう、推進部局及び評価部局において、リスクの評価方法についての具体的な研修のほか、モニタリング等の必要な対応を丁寧に行うことを検討されたい。

2 評価結果に係る審査

(1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果の審査

評価報告書【附属資料】「第2-1 全庁的な内部統制についての評価」の「(2)評価結果」を基に、整備状況及び運用状況の評価結果について、市長及び評価部局等に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、評価結果は適切であると認められた。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の審査

ア 業務レベルの内部統制の整備状況の評価結果

評価報告書【附属資料】「第2-2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(2)評価結果」のうち「ア内部統制の整備の観点での有効性」を基に、前述の1-(2)により抽出した課についての当該年度のリスクに対する対応及び市長が把握した内部統制の整備上の不備について確認した。

その上で、これら事項及びその他監査委員が定期監査等で得た知見に基づき、市長及び評価部局等に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、評価結果は適切であると認められた。

イ 業務レベルの内部統制の運用状況の評価結果

評価報告書【附属資料】「第2-2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(2)評価結果」のうち「イ内部統制の運用の観点での有効性」を基に審査を行った。

市長により把握された２件の重大な不備のうち、「国民健康保険事業における国交付金の一部返還」にあつては、原因となる行為そのものは令和元年度及び令和２年度に行われたが、市長は、本件を把握した令和３年度の内部統制評価の対象としたものである。実態として、複数年次において実施していない事業を実施したと国へ報告していたことを組織として把握できなかったことやその影響額が１億６千万円超となることを踏まえると、評価は相当と認められた。

また、「ワクチン接種業務における予算を超過した契約の締結」にあつては、地方自治法違反となるとし、その影響度等をもって、重大な不備とした評価についても相当と認められた。

上記のほか、その他の不備等の評価も含め、記録等の閲覧や市長及び評価部局等に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、運用状況についての評価結果は適切であると認められた。

なお、審査において、新聞報道がなされた事故についての評価部局の把握漏れを確認したので、評価部局への報告の仕組等について改善を求める。

加えて、重大な不備か否かの判断は、「令和３年度札幌市内部統制体制整備に関する実施方針」の「７-(4)重大な不備に該当するかどうかの判断について」において、その手順として、「評価部局において、評価案を作成する」、「評価案を含む報告書については、局長職以上が出席する札幌市内部統制会議の中で協議を行った上で、最終的に市長が決定する」とされているところである。重大な不備の明確な判断基準を持っていない現状においては、当該内部統制会議での協議に際して、把握された運用上の不備の一部のみではなく、全ての不備とその評価結果案を示したうえで、これらを比較考量するなどし、重大な不備とするか否かの判断を行うなど、手続に客観性を担保する方策も検討することが適切と考える。

令和 3 年度

札幌市内部統制評価報告書審査意見書

令和 4 年（2022 年）9 月 8 日発行

編集・発行 札幌市監査事務局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 15 STV 北 2 条ビル 6 F

TEL (011) 211-3232 FAX (011) 211-3233

市 政 等 資 料 番 号	01－U03－22－1631
関係部局保存期間	30 年